

第2期第2回 横浜市市民協働推進委員会 会議録	
日 時	平成27年9月15日（火）午後6時00分から7時37分まで
開催場所	横浜市市民活動支援センター4階セミナールーム1
出席者	小濱哲委員長、時任和子委員、中島智人委員、治田友香委員、松岡美子委員、松村正治委員、三輪律江委員
欠席者	酒井正樹委員、
開催形態	公開（傍聴者5人）
議 題	<p>審議事項</p> <p>ア 部会委員の指名について</p> <p>イ よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査結果について</p> <p>協議事項</p> <p>市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について</p> <p>報告事項</p> <p>ア 平成26年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取り組み状況報告書について</p> <p>イ 平成27年度市民活動・地域活動のための支援制度ガイドブックについて</p> <p>ウ 認定特定非営利活動法人への勧告に対する報告について</p> <p>その他</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>（小濱委員長）皆様、本日は御多忙の折、お集まりいただきましてありがとうございます。これから第2期第2回横浜市市民協働推進委員会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況ですが、酒井委員が都合により欠席との連絡が入っております。7名の出席で過半数の出席がありますので、市民協働条例施行規則第8条第2項の規定により、充足数を満たしております。委員会が成立していることを確認いたします。</p> <p>それではお手元の次第に従いまして議事を進行してまいります。まず初めに、前回の会議録の確認をいたします。事務局からよろしく申し上げます。</p> <p>（事務局）資料により説明</p> <p>（小濱委員長）ありがとうございました。ただいま御報告がありました件につきまして、何か御質問・御意見等ございますでしょうか。それでは会議録を確認いただいたということにさせていただきます。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）審議事項</p> <p>ア 部会委員の指名について</p> <p>（小濱委員長）それでは審議事項に入りたいと思います。本日は2件あります。ま</p>

ずアですが、部会委員の指名につきまして事務局から説明をお願いします。

**(事務局) 資料により説明**

**(小濱委員長)** ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。それではこの件につきまして、御了承いただけますか。

**(了承)**

**(小濱委員長)** それでは横浜市市民活動運営支援事業部会の部会委員として松村委員を指名いたします。松村委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

**(松村委員)** はい。よろしくお願ひします。

イ よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査結果について

**(小濱委員長)** 続きまして、イでございます。よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査結果につきまして、事務局から説明をお願いします。

**(事務局) 資料により説明**

**(小濱委員長)** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何か御質問等ございましたら、どうぞ。時任委員、何か補足はありますか。

**(時任委員)** 新しく始まりました組織基盤助成金ですが、今回5団体への交付が決定しました。内容が5団体それぞれ違ひまして多岐にわたった内容になっておりますので、今後事業実施に伴ってさまざまな打ち合わせやファシリテーターを交えた会議または情報交流会などがありますので、どんなふうに進んでいくのかというのも部会委員の1人としても大変楽しみである反面、プレッシャーでもございます。よろしくお願ひします。

**(小濱委員長)** ありがとうございます。委員の皆さんのほうから何か御質問等ございますか。それでは、審議に移ります。

まず、よこはま夢ファンド登録団体4団体につきまして御了承いただけますでしょうか。

**(了承)**

**(小濱委員長)** ありがとうございます。では続きまして、平成27年度第2回よこはま夢ファンド登録団体助成金申請のあった19事業でございます。これにつきまして御了承いただけますでしょうか。

**(了承)**

**(小濱委員長)** ありがとうございます。続きまして、平成27年度よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金申請のあった6団体ですが、6番目のNPO法人夢・コミュニティ・ネットワークにつきましては本委員会の時任委員が理事長を務めていらっしゃる法人と伺っていますので、審議を2回に分けて行います。まずはNPO法人夢・コミュニティ・ネットワークを除いた5団体の交付・不交付につきまして御了承いただけますでしょうか。

**(了承)**

(小濱委員長) ありがとうございます。では時任委員、大変申し訳ないのですが、席を移動していただきまして、続いて、NPO法人夢・コミュニティ・ネットワークについて審議を行います。このNPO法人につきまして御了承いただけますでしょうか。

(了承)

(小濱委員長) ありがとうございます。時任委員、どうぞ席にお戻りください。それではよこはま夢ファンド団体登録と助成金交付申請につきましてはこの原案どおりでございます。

## (2) 協議事項

市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について

(小濱委員長) それでは協議事項に入りましょう。まず「市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について」、事務局から説明をお願いします。

### (事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。では、ただいま説明いただきました内容につきまして、御質問・御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。では中島委員からお願いします。

(中島委員) ありがとうございます。全体として、市民等から疑義の申し出があった場合の内容なのかあるいは質なのかわかりませんが、それによっていろいろなフィルターをかけていって、本当に議論が必要なものを委員会で議論するというスタイルは基本的にはすごく合理性があっているのではないかと思います。その場合、2つ重要なことがあると思っています、疑義の申し出があったときに、これも前回他の委員から述べられているのですが、この制度はいろいろな事例を重ねていくことがすごく重要で、その中からどういうものを委員会まで議論してもらうかというのを考えていく、そういう積み上げていくことが重要な取組だと思います。ですので、事例を積み上げていくということを意識して、情報を蓄積していく事業で、なおかつその蓄積した情報を判断、説明とともにきちんと整理していくことが必要になるのかなというのが1つです。もう一つは、難しいのですが、要するに、判例法的な考え方でいって、それがたまっていくと、最初の市民等からの疑義の申し出があったときはいろいろと判断が大変だと思うのですが、だんだんある意味、自動的にと言ったら語弊があるかもしれませんが、答えやすくなっていく、そういうふうになっていくので、委員会に諮らなかつたものでも何か情報提供する仕組みがあるといいかなと思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。松岡委員、どうぞ。

(松岡委員) この判断や確認が難しい場合の判断はだれがするのかとかという点

はありますが、上げてくるものの中で精査していく、さきほど中島委員もおっしゃったように、これは事例がたくさん上がってくることが大切だと思いました。このようなフロー図みたいな形ができてきたので、これをもとにこの委員会でも意見を言っていくということですが、その意見がまた反映されて、そしてそれが、事業が単にだめということではなく、それがよくなっていくための意見となって、最後何かの形でこの委員会にバックしてもらおうようになっていくといいと思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。三輪委員、どうぞ。

(三輪委員) 総論的には理解しているのですけれども、これはどういうタイムスパンのものが出てくるのかなというのが気になっています。例えば早急に検討しなければいけないものとか、そういうものがこの定例の委員会だけで間に合うのかなとか、その辺は何か逃げ道がある必要があるのか、要はそんなにゆっくりとしたものだけとは限らないかなと。確かにこの考え方の蓄積みたいなものとして考えるのであればそうかもしれないけれども、現場の中では、今すぐ解決して次にすぐステップを進めなければいけないといったものが、しっちゃんかめっちゃんになっているから聞いてみようみたいな話とかが出てくるとしたら、場合によっては臨時の委員会を開催するような話になるのかなというところが気になりました。また、最後の市民の説明のところも、これは原則、情報公開的には全部公開なのですよ。この書類も全部公開されていくのですよね。そういう意味でいうと、この疑義を出した人たちだけではなくて、このやりとりすべてが透明な中にありますというところがもうちょっと見える必要があるのかなと思いました。あとはタイムスケジュールみたいな話と、実際の動きというのが、どれくらい出てくるのか分からないのですけど、そこら辺をこちらとしても覚悟しておかなければいけないのかなと考えました。

(小濱委員長) ありがとうございます。松村委員、どうぞ。

(松村委員) 手続的な話はとりあえずこういう形で始められるのがいいかなと思うのですが、結構ホットな話題かなとも思います。協働ではありませんが、例えば最近、自治体の後援事業に関して1本の疑義というか、これを後援してよいのかというクレームがあったときに、行政判断で後援を取りやめたということが、いろいろと世間でニュースになっていますよね。これを議論し始めたときは、例えば企業が関係する場合の公益の考え方についても、それはある程度数字とかが出てくるので比較的わかりやすい整理ができるかと思うのですが、むしろその政治的なイデオロギーみたいなものが絡んできた場合に、これをどうするかというのは相当難しい判断が迫られると思います。特に最近はそのようなことがメディアを通して広がっていく状況ですので。ただ、それはどこかが引き受けなければいけないことではありますし、それが行政の職員の方が自己判断で決めて、いろいろな議論が巻き起こるよりは、そのプロセスを透明化していくことによって、その議論あるいは判断がどれだけ適切であったかと考えていくべきだと思います。もちろん委員会での意見も

含めてですが、それは広く市民社会の中で判断されていくべきものだと思います。そういう点で、このプロセスそのものというよりは、プロセスが公になって透明化していくことがすごく大事なことだなと思います。これはよく考えてみると相当難しいというか、下手をすると公共性をすごく狭めていく方向になっていきますし、一方で公共性といったときには誰にでもオープンであるということであれば、広くすることも可能だと思います。その辺の価値観というのは、市民の力が試される部分だろうと思います。これだけ多くの考え方を持つ人たちが社会を構成している中であって、面倒くさいことを避けていけばなるべくそういう判断をしなくて済むような、ニュートラルなものを無味乾燥な形でやっていくのいいかもしれません。いろいろな立場を持つ人たちがいろいろな意見を述べていって、そこで社会をつくっていくということをどう鍛えていくかということが問われてきているのだと思います。それは今まであれば、公共性というものを学識経験者とか、あるいは行政の人たちが判断して、ある程度の枠づけをしていたものが、もうかなり広く社会に開かれている状況だと思いますので、それは私たちも含めて、言った意見、考え方というのがはね返ってくることを肝に銘じなければいけないと改めて思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。治田委員、どうぞ。

(治田委員) 今、松村委員がおっしゃっていることをお伺いすると、結構大変なことだという感じがいたします。実は私もいろいろな講座を通じてソーシャルビジネスなどをやっている中で、何が公益とか公共なのかとか、そういう線引きみたいなことをほとんど議論した経験がない人達が多いのです。私が自分の出身だと思っているNPOのほうでいうと、あまりそういうことが議論されなくなっている中で、こういうことを契機に、行政判断ではなく、まず市民同士が議論する場、いきなりそれは難しいのかもしれないですが、そういうのを意外と避けてきていますよね。分野を超えてもそうですし、そういう機会になればいいけど、それは誰がやるのかなとは思いますが。でもそういう期待も含め、まずそれが多くの人に知っていただく機会をつくっていくことに少しでもお役に立てればいいなと思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。時任委員、どうぞ。

(時任委員) 難しいなとは思いますが、このような要綱をつくって、このような書類をつくる以上は、疑義の申出ができ、そしてこういった書類があるということを広く市民に伝えなければいけないということが発生すると思います。今、子育て支援の部分では、小学校の放課後キッズクラブの場面でも、苦情を言える窓口をきちんとつくって、こういう窓口があることをきちんと知らせなければいけないという文言が書いてあるので、これは苦情とはまた違いますが、こういった仕組みをつくるということは、こういう仕組みがあるということを伝えるということまで含めての要綱の設置になると思います。そのあたりを含めるとわりと大きなことなのかなとは思っています。

(小濱委員長) 皆さん、ありがとうございました。私の感想ですが、1つは手続きが明確化されたということで、様式も出されているので、今最後に時任委員がおっしゃったように、疑問があったときにどうすればいいかということがこの書類で分かると思います。それからもう一つ、事業所管課というところにかかなりのウエートがあって、先ほど三輪委員から緊急性の高いものという御意見もありましたが、細々としたものは事業所管課で判断して、市民やNPO団体と話して、そこで解決していくということだと思います。この委員会と市民活動支援課とで何年かかけて骨組みというか、根本のものはつくり上げてきたので、今度はそれを横浜市で働く職員の皆さんにいかに浸透させて理解していただいて、その窓口になるところでは、私たちがずっと審議してきた内容を理解してもらって、ケースバイケースのものにそれぞれ対応していくということだと思います。ですから、何でもかんでも現場で起こったことがすべてこの委員会に上がってくるわけではないと思います。ここに上がってくるものはそれこそ難しい問題であって、委員会で考えなければいけない問題しか上がってこないということかなというのが私の感想です。

先ほど説明があったように、この第1号様式の1、2、3、4とありますが、実際に市民やNPO団体から御意見があって、事業所管課がこれをまとめていくと、恐らくこれを書いている間に解決策が見えてきて、所管課でも解決できると思います。解決できない問題についてだけ、市民活動支援課を通してこの委員会にあがってくるような気がしています。ですからここに書かれているように、ここに上がってくるものは、定例の委員会でも議論できる感じがしますが、場合によっては臨時の委員会を開かなければいけないかもしれないけれど、ここに上がった段階ではこれらのものが資料として出てきますから、恐らく資料を書いている間に現場の所管課では、ある程度のは解決できるのかなという感じが私はしました。

以上をまとめまして、何か事務局のほうからありますか。

(事務局) 貴重な御意見をどうもありがとうございました。1つ十分に表現できていないなというのが、今いただいた意見で、やりとりすべてが透明という表記が今の案では盛り込まれていないのではないかとこの点です。この委員会は資料も議事録もすべてオープンなので、やりとりすべて透明という前提で、所管課にもこの様式を書いていただきますし、議論も議事録という形でホームページにオープンにしていくものですので、どこかに公表という形を入れていきたいなと思っております。

(小濱委員長) そのほか委員の皆さん、御意見がありましたらお願いします。中島委員、どうぞ。

(中島委員) 先ほど松村委員からの御指摘はすごく重要だなと思ったのは、こちらの「よりよい協働をすすめるために」という資料3-3の5ページにもそういうことが書いてあるのですが、この委員会でも議論した、協働事業における公共とか公益というのは、市が独自でやる公共性とか公益性とはちょっと違って、民間の

求める公益みたいなものがある、それが役に立つからこそ協働するという点があると思います。ですから、公共的とか公益的という同じ言葉を使っても、協働における公共性とか、市が守るべき公共性・公益性と、ある限定された対象とか限定された分野、そういうものが合理的に限定されるのが民間活動の公共性・公益性、逆にそれがないと民間とやる意味がないと思います。もしかするとその辺が、答申のほうにはたしかきちんと書かれていたように思いますので、協働事業における公共性・公益性と、一般でいう自治体などが持つべき公共性・公益性とかというのはちょっと違うというのは、理解するのは大変だと思いますが、きっと協働を推進するというのは、そういう民間の力をきちんと活用しないと必要な事業ができないということが背景にあると思いますので、そういう面がどこかでわかるといいなと思いました。

(小濱委員長) 三輪委員、どうぞ。

(三輪委員) 私は情報公開の委員をやっているのですが、すごく似ているというか、先ほど、当然窓口と市民とのやりとりが一番重要だというのは、私もそのとおりだと思います。そこは情報公開条例の話で、どこまでオープンにするのかとか、そういう議論で窓口の担当の人達のやりとりとか、諮問で上がってくる話を聞いていると、何年もたっているのに全然理解していない窓口の担当者はいっぱいいます。ここで今すごく難しい話が出たように、そもそも考え方が違っていたりしますよね。だから次のところの取組と絡むと思いますが、そもそもを理解していないやりとりが発生しないようにするということをすごく注視していなければいけないので、それは場合によっては市民局がバックアップしていなければいけないようなイメージがあります。とにかく情報公開の話を知っている限りは、そういう考えかみみたいな話もいっぱい出てきて、それを今すごくイメージしてしまうのです。あちらは諮問なのですが、やりとりの中では、そうは考えていませんでしたと平気で言うこともありますし、だから次の②のところや、あるいは今の解釈のところもどれくらい徹底的に周知できるかというのが、特に窓口で市民の人達とやりとりする人達ですよ。そこら辺は重要だなと思いますので、そこをぜひ何かフォローするような形も入れてほしいです。

(小濱委員長) そのほか、いかがでしょうか。では今、三輪委員のお話にも出ましたが、事務局から今年度の取組の②の説明をお願いします。

(事務局) 資料により説明

(小濱委員長) ありがとうございます。それでは、中島委員から御意見等お願いします。

(中島委員) ありがとうございます。まず、最初の1ページのところ、「近年」というところですが、なぜ協働が必要なのかということの本質を突いているようで、私はすごくいい文言だと個人的には思いました。その前提に立つと、もしかすると公共とか公益的という、先ほどと同じことなのですが、職員の立場から普段みてい

る公益・公共の立場で判断してしまうかなという感じもなきにしもあらずな気がします。答申では、広く社会の利益にかなうものが公益的活動なのですが、事業によっては子供や高齢者のみを対象とするなど、事業の目的や性質から対象者を限定する場合もあるけれども、その限定が合理的なものであれば公益性を損なうものではないとか、実際の対象者が少数であっても、その状況に誰しもがなった場合に参加することができれば公益的な活動と考えることができるといったような、市民活動的な公益性、民間の公益性というところはその辺にもしかしたらあるのかなという感じもしますので、そのようなことがわかるような内容であるといいなと個人的には思いました。

(小濱委員長) 松岡委員、どうぞ。

(松岡委員) 三輪委員もおっしゃっていましたが、この内容を理解するというのを、最初はそのつもりだったのだけど、だんだん年数がたってくると、「あれ、そういうことでしたか」ということがあったり、一部の人だけとか、そういうことだけではかるのではない公益性・公共性ということを肌感覚で身につけることが大切だと思います。窓口の人とか担当の人とか、私も今いろいろと協働事業で関わっているので、人によって随分違うのだとか、「あ、そういうふうに思うのだ」ということが結構あります。だから協働に対するとらえ方は、何をもってこれを協働と思うのだろうかとか、民間における公益性・公共性ということはどういうことですかとか、今答申の中に書いてあった文章はそのとおりでだと思っているので、そこを強調していかないといけないというところが正直なところでした。

(小濱委員長) 三輪委員、どうぞ。

(三輪委員) 読みやすいかと言われるとわからないのですが、もしかして最後のページを最初に持ってきたほうがいいのかと思いました。もう最初に説いてしまうというか、あなたは説明できますかというところから入って行って、それで協働とはこうなのですと。あなたが思っている協働とこう違うのですと。そこから、実は答申の中でこういうふうを示されているというものをに入れていいかもしれないのですが、今中島委員がおっしゃったような、役人が一般的に思っているようなものと、ここでとらえている私たちが言う協働というのは、この辺が違うのですと。そこをちゃんと強調するという意味でいうと、最後の事例的なところをぼんと最初に持ってきた方がインパクトがあるというか、何か読み進んでいくと最後に種明かしされるよりは、最初に問題提起してから、だから読んでくださいというほうがいいのかという気がします。要は戦略的に、またビジュアル的にどう読みやすくするかとか、読まなければならないものと思わせるかとか、そこら辺かなと思いました。

(小濱委員長) 松村委員、どうぞ。

(松村委員) ありがとうございます。配布して一通り説明しても何か伝わるものでは多分ないとは思いますが。ただ、何かしらまとめておかなければいけないということだと思います。まず先ほどの中島委員の話を引き継ぐと、この表紙のはじめ



の部分、さまざまな主体との協働による取組が広がりを見せとあるのですが、その背景として、昔であれば本当にいろいろなインフラも足りなかったし、一人一人の市民に対して最低限のサービスをまず提供しなければいけないということで、そういう意味ではわりとわかりやすい公共サービスがあったと思うのですが、これだけ価値観が多様化して成熟した社会では、もうそういう公共サービスだけでは十分ではなくなってきていると。ただ、それは人によっては求めるものが違ってきていて、それが際限なく広がっていったらもう役所のほうでやり尽くせないし、そもそもこれだけ経済的な成長も伴ってきている段階にあって、財源も限られている中では、官の行うサービスが限られている中で、それで民間の力が必要になってくると、まずそういう背景がありますよね。そこでの協働によるサービスというのは、ある意味わかりにくくもあるし、人によっては、これは違うのではないかということもあり得ると思います。ただ、それをすべてはぎ取っていってしまったら、本当にやせ細ってしまって行って、いろいろな民間と協働することによって行える、確実にニーズがあって、それを得意な人達がいて、それでできるというものはたくさんあって、それを横浜市としては全体的に進めていこうということで、この市民協働推進委員会がまずあるということ、そこがまず根拠としてあるわけですよね。職員の方々がどういう時代感覚の中でお仕事をされているかわかりませんが、これがいきなりぱつとあっても、そういった背景があって、そういう中で行政マンとして何をすべきかという、そういうふうなものがあって初めてこういうものがすっと落ちるのだと思います。例えば、社会経験があまりないような学生がぱつと入ってきた場合、時代の中で今求められている協働事業というものがわかりにくいのかなと思います。そういう意味では経験的に積み上げていくしかない部分もあるのだと思いますし、恐らく横浜市の中ではそういう文化が役所の中でもともと根づいていて、新しく入ってきた職員は、そこで鍛えられるのだと思います。これを今議論しているところなので、これをどうするかという話をすべきなのかもしれませんが、もちろんこれだけでは全く足りないと思いますし、そういう事業を通して、最初は周道的に担当者として関わっていく中から、先輩の職員の方などのやり方を学んで行って、身につけていくしか恐らく方法がないようなものだと思います。これをもって説明する際にも、そういったことをあわせて伝えていったほうが意味があるのかなと思いました。まとめると、これの使い方は、ぱつとみんなに配っておしまいというだけでは恐らく意図していることが伝わらないのではないかと思います。

(小濱委員長) 治田委員、どうぞ。

(治田委員) 究極を言ってしまうえば、こういうやりとりをしなくても、協働ができる状態になっていることがいいのかなとは思いますが、私が事業者として感じていることをお伝えすると、前にも話したかもしれませんが、例えば今うちが人材育成事業を経済局と行っている中で、協働の6原則を言わなくても結構自由度高くいる

いろとやらせていただいていたります。それによって受講生の人数も確保しているし、そこから起業家を輩出するということをしていますし、私どもがやりたい、ここは欠けてもらっては困るというようなことも含めて、わりと御理解いただいています。でもこれが、担当が変わってしまったら変わってしまうようではいけない、むしろ逆に変わってもまた説得できるように私どもも働きかけていくということをしているので、何とか今はやっているかなという感じがします。そういう意味では今の事業はいいのだけど、一方で、私は前の立ち位置は公益財団として活動していたときですが、株式会社になったときに同じ事業で後援名義を申請したときに、公益法人では後援していただけたのに、株式会社になったら、後援していただけなくなりました。やっている内容は全く同じであっても、主体としての中身は多分行政の職員からしたら、株式会社とNPOは違うものなのです。だけど、やっていることは同じではないかということを経営に説得できませんでした。担当者はわかっている、上にいけばいくほど理解できないという状況があって、そういうことの議論というか、例えば事例でそういうことを出して理解を進めるということもありなのかなと思います。何かそういう具体的な事例で皆さんで議論することもいいかなと思いました。

(小濱委員長) 時任委員、どうぞ。

(時任委員) 今、治田委員もおっしゃっていましたが、担当者によって本当に全く違います。本当に悩ましい現状なのですが、それでは困ると市民が思っているの、これがどのような形で職員の研修などで使われるかわかりませんが、協働をやりそうな窓口だけではなく、全職員が、今横浜市はこうやって市民と協働してやっているのだということを実感していただきたいと思います。直接の事業では協働とは関連のない方も大勢いらっしゃると思いますが、横浜市は市民と協働して事業をやっているのだということ意識しないと、松村委員がおっしゃったような、横浜市役所のカルチャーにはなっていないと思います。担当替えのあるなしにかかわらず、協働ということが全職員の意識に入っていく、せつかくこういうのをつくるのであれば、そうやってほしいなと思いますし、この市民局がつくったものは自分には関係ないということではなく、職員が理解する上でのリーフレットになっていただければなと思います。

(小濱委員長) ありがとうございます。そのほかどうですか。

では私から。1ページの文言を評価いただきました。何で協働を進めなければいけないのかという、協働の目的みたいなものをもう2〜3行入れたらどうでしょうか。

それから全体的な話で、三輪委員から順番とかインパクトについてありましたが、そのあたりの編集は事務局にお任せします。また、多分窓口になっている行政の方というのは情報をもらったりする中で、こういうものがあるということを理解すると思いますが、時任委員や治田委員がおっしゃったことを考えると、責任職に

向けた「よりよい協働をすすめるために」という研修パンフレットみたいなものを別途つくる必要があるのかもしれないなと思いました。現場の方々というのは恐らくこれで研修すると、常に市民の皆さんと接しているセクションなら余計、情報は常にやりとりしているので、事例集がなくても、多分自分の蓄積の中にどんどん入っていくと思います。ところが責任職になると、現場がわからなくなってしまいうから、先ほど治田委員がおっしゃるように、株式会社というだけで協働はできない気になってしまうのだと思います。リーフレット2ページ目の企業というところに、CSRとかCSVなどという話も出てきますが、多分CSVといったときに、CSVとは何だみたいな、そんなふうになってしまうはずです。そういうことから、責任職用のパンフレットを別につくったらいいいのかもしれませんがね。あるいは研修を行うのがいいかもしれません。それから事例集については、「Let's協働入門」があると思うので、それがいいかと思います。また、事例集というのはまとめて何か一発物で出すのではなくて、事例集その1、事例集その2みたいに次々に、世の中は変わっていくので、市民活動支援課で集めて、不定期でいいから、こんなのがありましたと出していつでもいいのかもしれませんが。いずれにしても、次々にこういうパンフレットなどを出して、横浜市の職員の皆さんを鍛えていこうという体制は非常によろしいと思っています。

それでは事務局は今出ました皆さんの御意見を反映しまして、また次回資料の参考としてください。最後に委員の皆さんから何かありましたら、お願いします。松村委員、どうぞ。

(松村委員) 役職の上のような方々にという話がありましたが、恐らくそれは横浜市の中でやるというよりは、こういったことをつくっていますよということを他の自治体職員に向けても発信していくといいかと思います。そうすると「横浜市の協働をまねたいね」「すばらしいことをやっていますね」といって、課長なりがそれぞれの協働事業について話をする立場になると、よくわかっていなくても、恐らくそうやって説明していくといろいろと評価されて、「こういったことはいいのだな」とより実感できると思います。それを何かしら研修でというよりは、他の自治体などと競争したりすることによって、情報をうまく広げていながら切磋琢磨していくといいのかなと思いました。

(小濱委員長) ありがとうございます。

### (3) 報告事項

ア 平成26年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取り組み状況報告書について

(小濱委員長) では、続いて報告事項に移ります。アの「平成26年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取り組み状況報告書について」、事務局から説明をお願いします。

	<p>(事務局) 資料により説明 (小濱委員長) ありがとうございました。</p> <p>イ 平成27年度市民活動・地域活動のための支援制度ガイドブックについて (小濱委員長) では、続いてイの「平成27年度市民活動・地域活動のための支援制度ガイドブックについて」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 資料により説明 (小濱委員長) ありがとうございました。</p> <p>ウ 認定特定非営利活動法人への勧告に対する報告について (小濱委員長) では、ウでございませう。「認定特定非営利活動法人への勧告に対する報告について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 資料により説明 (小濱委員長) ありがとうございました。</p> <p>(4) その他 (小濱委員長) それでは最後にその他ですが、事務局からお願いします。 (事務局) 今後の委員会の日程についてですが、次回第2期第3回の委員会は12月2日水曜日、18時からこちらの同じ会場で開催させていただきます。また、第4回の日程は3月24日木曜日、17時から開催させていただく予定ですので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。 (小濱委員長) ありがとうございました。</p> <p>3 閉会 (小濱委員長) 御審議に御協力いただき、ありがとうございました。それではこれにてすべての議事が終了いたしました。第2期第2回の市民協働推進委員会を閉会いたします。次回もよろしくお願ひいたします。傍聴の方もありがとうございました。以上です。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 : 横浜市市民協働推進委員会における部会委員の指名について (案)</li> <li>・資料2 : よこはま夢ファンﾄﾞ団体登録及び助成金交付審査結果について</li> <li>・資料3-1 : 市民協働推進委員会答申「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」を受けた具体的取組の検討について</li> <li>・資料3-2 : 「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方に関する横浜市市民協働推進委員会への意見聴取事務取扱要綱 (案)</li> <li>・資料3-3 : 市職員向けに答申内容を解説する手引き「よりよい協働をすすめるために」(案)</li> <li>・資料4 : 平成26年度横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取り組み状況報告書</li> <li>・資料5 : 平成27年度市民活動・地域活動のための支援制度ガイドブック</li> <li>・資料6 : 勧告に対する報告書</li> </ul>

